

## 子ども医療費受給者証 交付申請はお済みですか

安心して子どもを育てることができるとして、平成22年1月1日から子ども医療費助成制度を拡大しました。

子ども医療費助成制度とは、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までのお子さんを対象に入院・通院の保険診療にかかる自己負担分を、全額助成するものです。

医療機関へ受診する際に、健康保険証とともに子ども医療費受給者証（黄色のがき大のカード）を提示することによって窓口での負担分がなくなりま

す。ただし、入院中の食事および保険診療外の費用は、受給者の負担となります。

子ども医療費受給者証をお持ちでない方は、窓口で自己負担金を支払うこととなりますので、速やかに市民窓口グループで交付申請の手続きをしてください。

すでに受給者証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。

### 問合せ先

困市民窓口グループ

☎522-1111（内線227）

## 相談

### 地上デジタル放送 相談会

平成23年7月24日に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

これに伴い、地上デジタル放送に関する相談会を開催します。お近くの会場にお越しください。

#### 日程・ところ

- ・大山公民館：11月18日（木） 午前10時～午後0時30分
- ・高浜南部公民館：11月18日（木） 午後1時30分～5時
- ・翼ふれあいプラザ：11月25日（木） 午前10時～午後0時30分
- ・高取公民館：11月25日（木） 午後1時30分～5時
- ・高浜市役所：11月27日（土） 午前10時～午後0時30分
- ・吉浜公民館：11月27日（土） 午後1時30分～5時

※それぞれの会場で「地デジアドバイザー」が個別の相談に応じます。

※事前の申し込みは必要ありませんが、混雑の状況によりお待ちいただく場合があります。

※詳細はお問い合わせください。

### 問合せ先

総務省愛知県テレビ受信者支援センター（デジサポ愛知）

☎052-3308-3930

（受付時間 平日 午前10時～午後6時）

### 司法書士会による 無料登記相談会

とき 12月4日（土） 午前9時～11時

ところ 市役所1階市民相談室

#### 内容

- ・土地建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記
- ・会社、法人登記

※相談希望の方は、11月30日（火）までに必ず予約電話をしてください。（予約のない方は相談を受けられません）

#### 予約先

愛知県司法書士会西三河支部

浅岡事務所

☎52-8471

### 多重債務者無料相談会

11月は、愛知県多重債務者相談強化月間です。

サラ金・クレジットの借金で悩んでいる方は、ご相談ください。

弁護士、司法書士または相談員が応じます。相談は、電話か面談で行い、秘密は厳守します。

とき 11月14日（日） 午前10時～

午後4時

### 会場・問合せ先

中央県民生活プラザ

☎052-96215100

尾張県民生活プラザ

☎0586-7115900

知多県民生活プラザ

☎0569-2313900

西三河県民生活プラザ

☎0564-2710800

東三河県民生活プラザ

☎0532-5217337

### 女性の人権ホットライン 強化週間

夫やパートナーからの暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性にかかわる悩みごと、心配ごとなど電話による相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られます。

#### とき

11月15日（月）～19日（金） 午前8時30分～午後7時

11月20日（土）～21日（日） 午前10時～午後5時

電話番号 ☎0570-070-810

相談担当者 人権擁護委員

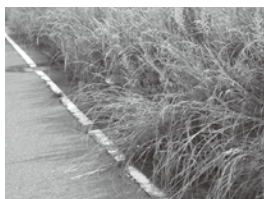
相談の形態 電話相談

実施機関 名古屋法務局、愛知県人権擁護委員連合会

### 問合せ先

名古屋法務局人権擁護部  
☎052-95218111  
（内線1470）

### 空き地の適正管理 （草刈りなど）を お願いします



空き地の雑草は、放置しておくと、害虫の発生やごみの投げ捨て、交通障害、野火の発生などの原因になります。

市では、「高浜市みんなであちをきれいにしよう条例」により土地の所有者の土地の管理が義務付けられています。

住み良い環境づくりのため、空き地の所有者や管理者は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。

自分で管理ができない方は、次の事業所などを活用する方法もあります。

高浜市シルバー人材センター（☎5215081）

### 問合せ先

困市民生活グループ

☎52-1111（内線263）